

報道関係者 各位

令和 8 年 1 月 13 日 (火)

【照会先】

秋田労働局雇用環境・均等室

室 長 西村 吉隆

指導係 嶋田 鈴菜

(電 話) 018(862)6684

カスハラ対策等「改正法解説オンラインセミナー」を開催します！

令和 7 年 6 月 11 日に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置を講じることが事業主の義務となりました。

また、令和 7 年 4 月から順次「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が施行されており、雇用管理における企業が取り組むべき内容は多岐に渡ります。

このため、秋田労働局（局長 山本 博之）では、広く県内の事業主の方々に改正法等について理解していただくために、下記のとおりオンラインセミナーを開催します。

記

1. 説明会開催日時

- ・第 1 回：令和 8 年 2 月 12 日 (木) 13 時 30 分～15 時 00 分
- ・第 2 回：令和 8 年 2 月 19 日 (木) 13 時 30 分～15 時 00 分
- ・第 3 回：令和 8 年 2 月 26 日 (木) 13 時 30 分～15 時 00 分

※Web 会議システム「Zoom」により開催いたします。

※各回定員（90 社）に達した時点で募集締切とさせていただきます。

2. 説明内容

- ①改正労働施策総合推進法等について～職場におけるハラスメント対策～
- ②改正女性活躍推進法について
- ③育児・介護休業法について
- ④同一労働同一賃金への取組について

<参考資料>

人事労務ご担当者のみなさまへご案内「改正法解説オンラインセミナー」